

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 齋藤 宙

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QGR10200190	3RMU1A10055 0001						
品名 または 件名							
松山（5）ボイラー燃料タンク清掃等役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊松山駐屯地				業務隊管理科営繕班			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				令和6年1月31日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和5年6月22日（木）14時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上で四国地域の資格を有する者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については、認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 解約に伴う違約金
本公告条件に基づき契約したものについては、天災・地変による場合その他特別の事情がある場合を除き、本公告第4項(3)に規定する「契約業者がその義務を履行しない場合」に該当することとなるため違約金を徴収する。

2 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第358会計隊 契約班窓口において配布する。

令和5年6月2日(金)～令和5年6月22日(木)（土曜日曜祝日を除く0900～1600）

3 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない

※ 現地確認を希望する方は、下記の期間中に第9項(9)で示す業務隊担当者と調整の上、実施すること。

令和5年6月2日(金)～令和5年6月22日(木)（土曜日曜祝日を除く0900～1600）

- (2) 入札

ア 場所 : 陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊入札室

イ 日時 : 令和5年6月22日(木) 14時00分から

4 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除

- (2) 契約保証金 : 免除

- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金をして徴収する。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。（税抜）

なお、入札書には、入札金額の積算内訳書を添付すること。

6 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札者が誓約した誓約書に虚偽があった場合又は誓約に反する行為があった場合

7 契約書の作成

落札金額が50万円以上の場合は契約書を作成する。

契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

8 落札の決定方式

総額

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年6月22日（木）13時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第358会計隊まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施します。
- (2) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。郵便による入札がない場合は当日実施し、郵便による入札がある場合は別途連絡します。
- (3) 電報・電話等による入札は認めません。
- (4) 入札に参加する者は、入札までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札心得等関係事項を承知の上参加してください。
- (8) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊契約班窓口にて閲覧してください。
- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒791-0245 愛媛県松山市南梅本町乙115

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 契約班 担当：井上（いのうえ）

TEL089-975-0911内線(558) FAX089-975-0099(直通)

(仕様書等に関する事項)

陸上自衛隊松山駐屯地 業務隊管理科 担当：木田（きむら）

TEL039-975-0911内線(363)

本公舎は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊

陸上自衛隊中部が面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲示している。

入 札 書

令和5年6月22日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 齋藤 宙 殿

¥

- 1 履行期間 契約締結日～令和6年1月31日
- 2 履行場所 陸上自衛隊松山駐屯地
- 3 決定方法 総額決定
- 4 消費税を含まない。

上記入札条件及び入札（見積）・契約心得承諾の上入札します。

住所・名称・代表者名

印

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
松山（5）ボイラー燃料タンク清掃等役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のえ入札見積いたします。

また、当社（私、当団体）は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

市場価格調査書

令和 年 月 日

(住所)

(会社名)

(氏名)

名称	規格	単位	数量	単価	金額(税抜)	備考
松山(5)ボイラー燃料タンク清掃等役務	仕様書のとおり	ST	1			
内訳明細書の添付(諸経費含む)						

【市場価格調査書の提出要領】

- 提出期限:令和5年6月19日(月)17時00分まで
- 提出方法:FAX送信
- その他
 - 調査価格は消費税抜き価格です。
 - この市場価格調査にかかる内訳明細書の添付をお願いします。

【担当部署】

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 担当:井上

TEL:089-975-0911(内線558) FAX:089-975-0099

委 任 状

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第 358 会計隊長 齋藤 宙 殿

(住所)

私は、(氏名) _____ を代理人と定め

下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

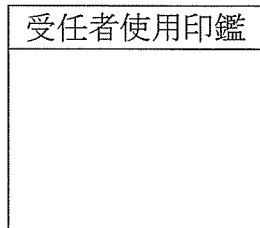
令和 5 年 6 月 2 2 日、陸上自衛隊松山駐屯地において実施される

「松山 (5) ボイラー燃料タンク清掃役務」の契約に関する次の件

ただし、第 _____ 項を除く。

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金および契約保証金の納付・還付に関する件
- 4 各種証明書等の発行に関する件
- 5 その他契約に関する一切の件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者使用印鑑





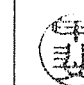



令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所
社 名
代表者

印

松山（５）ボイラー燃料タンク清掃等役務

工事件名	松山（５）ボイラー燃料タンク清掃等役務				図番	面号	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	管財			設計
							
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科							

一 般 仕 様 書 (1 / 2)

- 1 役務件名：松山（５）ボイラー燃料タンク清掃等役務
- 2 役務場所：愛媛県松山市南梅本町乙１１５（陸上自衛隊松山駐屯地）
- 3 役務概要：地上式円筒立型重油９０ＫＬ燃料タンク清掃及び非破壊検査
- 4 役務期間：契約締結日 ～ 令和６年１月３１日
- 5 一般事項
- (1) 本役務地区は危険物に関する政令による「屋外タンク貯蔵所」として許可を受け、規制り、特に引火爆発発生事故を絶対起こさせぬよう作業するものとする地域であり、次の規則等を守り、特に引火爆発発生事故を絶対起こさせぬよう作業するものとする。
- ア 消防関係規則等（消防法、危険物取扱に関する政令規則）
- イ 労働安全衛生関係規則
- ウ その他の関係法規
- (2) 本役務の現場代理人または主任技術者のうち１名は甲種または乙種危険物取扱者の資格を有し、関係市町村等に提出をしたもので、十分な経験と技術を有する者をあてるものとする。
- (3) 本役務に使用する照明器具、電気関係機材等は全て防爆型のものとし、電気工作物規定等に準拠し安全なものを使用するものとする。
- (4) 電気関係以外の諸工具、器材等は衝撃又は転倒等により火花が発生しないもので、工具等に非磁性製品を使用するものとする。
- (5) 作業開始前及び作業中随時安全を確認し、作業時は必ずタンク外に監視者を配置し安全を確認しながら作業するものとする。
- (6) 本仕様書、図面に特に記載事項がなくとも技術的に当然なすべきことは積極的に実施すること。
- (7) 本役務は本仕様書及び図面に準拠し実施するものとする。また本仕様書に明記なき事項であって、当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (8) 使用する器材等については、すべて請負者において準備する。
- (9) 仕様書の内容に相違がある場合は、官側担当者と協議をするものとし、軽微なものについては官側担当者の指示によるものとする。
- (10) 使用する作業車については、事前に報告をし、必要な手続きを行うこと。

- (11) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理にあたらせ、作業の監督及び火災・盗難等の災害防止に注意させる。
- (12) 記録写真はカラーとし、完了後Ａ４役務写真帳に整頓し速やかに提出する。内容は各工程及び監督官の指示するものとする。
- (13) 本作業に際し、車両運行に影響のある場所については事前に官側担当者と調整すること。

6 特記事項（※特記事項は、本特記仕様書記載内容及び図示による。）

- (1) マンホールの取り外し
所要のマンホールを取り外す。
- (2) 残油抜き取り
残油（５ＫＬ程度）は、請負業者によるローリー一抜取りとし、使用可能（良質）なものは隣接タンク給油口より入替えを行うこと。この際、事前に消防機関と協議した上「仮貯蔵・仮取扱申請」の届出・手数料支払事務を請負業者により行い、これに掛かる手数料は「松山市消防手数料条例」に基づくものとする。
- (3) ガス抜き
ガスは強制排気し、ガス廃棄後タンク内・外のガス検知を行うものとする。
- (4) タンク内部清掃
内壁全般及び支柱等を高圧洗浄機（圧力60kg/cm²以上、30L/分以上の噴射）を用いて入念に錆を落とした後、洗浄用薬品（油処理剤等）を用いて、完全に洗浄を行うものとする。
- (5) 廃水・スラッジ処理
請負者の責任において場外搬出処分とし、マニフェスト（写し）を提出すること。
- (6) 拭き取り
タンク内部は、洗浄、排水した後ウエス等で完全に拭き取り、完全に乾燥させるものとする。
- (7) 燃料タンク検査
ア 検査項目
(7) 内・外目視検査

工事件名	松山（５）ボイラー燃料タンク清掃等役務		
図面名称	一般仕様書		
作成月日	令和５年５月１９日	図面番号	2/4
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			

一般仕様書 (2 / 2)

(4) 非破壊検査 (板厚測定、磁粉損傷検査、真空漏洩検査、底板形状測定、沈下測定)

イ 検査記録

検査記録には次の事項を明記して2部提出するものとする。

(7) 検査実施業者及び検査実施者の氏名

(4) 検査方法及び結果

(7) 検査年月日

(8) マンホール等の復元

マンホール等は、耐油性パッキン (シートパッキン) 3mm及びステンレスボルトを新品と交換し貯油可能な状態に復元する。

(9) 塗装

本役務に伴い発生した塗膜剥離部分は、外部：シーラペイント、内部：エポキシ樹脂塗装を用いて補修するものとする。

7 発生材処分

発生材については、請負者側において関係法令に基づき適切に場外処分をするものとする。

8 提出書類

請負者は着手にあたり、以下に示す書類の他、監督官の指示する書類を速やかに作成し提出すること。

ア. 工程表 (着手前)

イ. 役務日誌 (着手日から完了日まで)

ウ. 役務打合せ簿 (必要都度)

エ. 現場代理人及び主任技術者届出書 (着手前)

オ. 下請負者設定等通知書 (着手前)

カ. 危険物取扱者免状 (写) (着手前)

キ. 作業写真

ク. 役務着手届 (着手前)

ケ. 役務完了届 (役務完了後速やかに)

コ. 各種試験結果報告書 (検査後速やかに)

サ. 消防機関等への届出書 (写し及び正版)

シ. 産業廃棄物管理票マニフェストE票 (写)

ス. その他監督官が指示したもの

9 検査

請負者は、役務完了後に検査官の完了検査を受ける。

10 その他

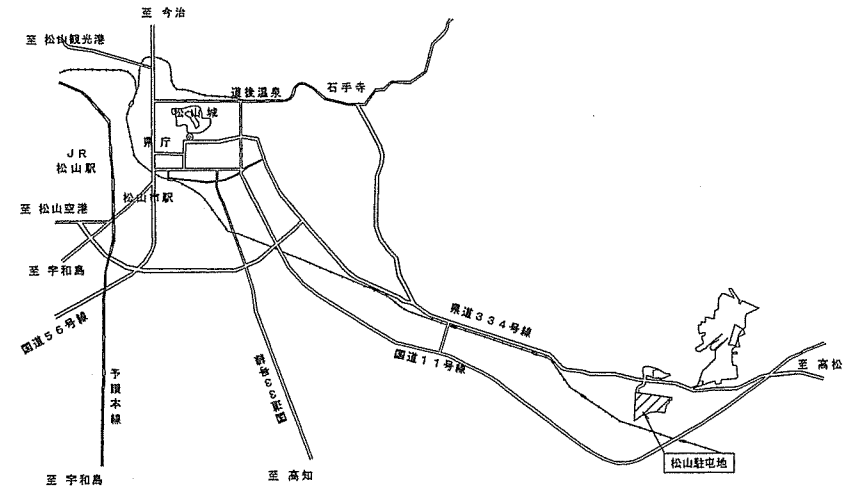
(1) 本役務上の欠陥による不具合及び作業中の事故・災害は、全て請負業者の責任とする。

(2) 許可なく作業現場以外への立ち入りを禁ずるとともに、災害・盗難その他の事故防止に注意し、作業現場の整理に努めること。

(3) 本役務に伴い、諸施設等の汚染又は損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。

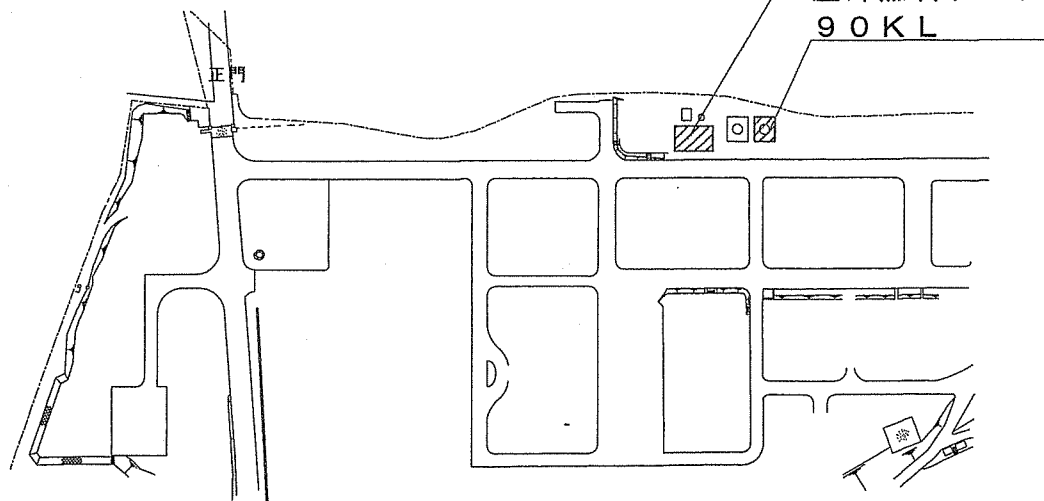
(4) 本役務において疑義が生じた場合は、全て監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 署官庁等への届け出及び手続き等は、全て請負者が行うものとし、またそれにかかる負担も全て請負者が負担するものとする。

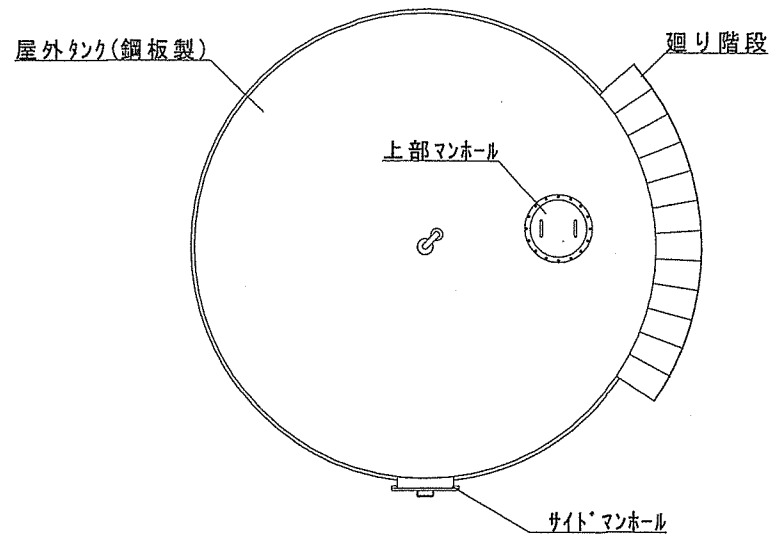


案内図 S=1:n

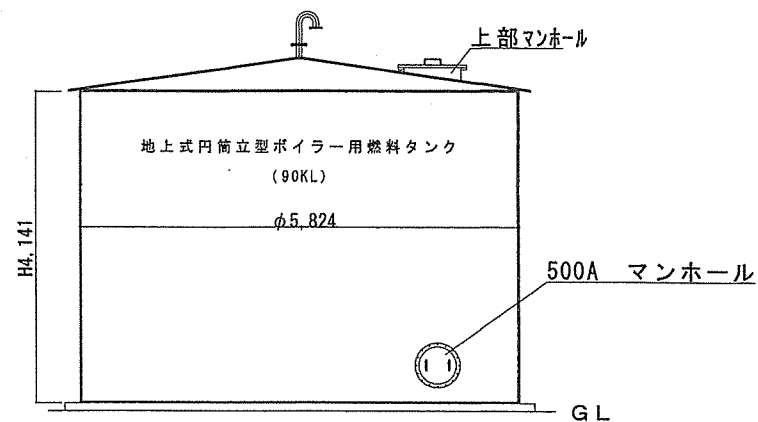
工事件名	松山(5)ボイラー燃料タンク清掃等役務		
図面名称	一般仕様書		
作成月日	令和5年5月19日	図面番号	3/4
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			



駐屯地配置図 S=1/2500



屋外タンク上部平面図 S=1/50



屋外タンク側面図 S=1/50

工事件名	松山(5)ボイラー燃料タンク清掃等役務		
図面名称	平面図・詳細図		
作成月日	令和5年5月19日	図面番号	4/4
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			